

笠岡総合体育館使用料

(単位：円)

使用区分\使用時間			昼 間	夜 間	全 日
			午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 9 時
			1 時間ごとに	1 時間ごとに	
メ イ ン ア リ ー ナ	専用 使用	入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ 2,880	3,600	36,000
		その他	8,640	10,800	108,000
	一般 使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ 5,760	7,200	72,000
		その他	17,280	21,600	216,000
部分使用の場合（2分の1, 3分の1又は12分の1に限って使用する場合）			専用使用の場合の各区分金額の2分の1, 3分の1又は12分の1の額		
サ ブ ア リ ー ナ	専用 使用	入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ 720	900	9,000
		その他	2,160	2,700	27,000
	一般 使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ 1,440	1,800	18,000
		その他	4,320	5,400	54,000
部分使用の場合（3分の1に限って使用する場合）			専用使用の場合の各区分金額の3分の1の額		
第2会議室			1時間につき 200（冷暖房機使用料別。）		
多目的室			1時間につき 300（冷暖房機使用料別。）		
本部室			1時間につき 100（冷暖房機使用料別。）		

備考

- (1) 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- (2) 使用時間は、準備、後片付けを含んだ時間とする。
- (3) 表に掲げる時間帯以外の時間に使用する場合は、午前9時以前は昼間分の額を、午後9時以降は夜間分の額を徴収する。
- (4) 本市の住民以外の者が使用する場合は、上記使用料の10分の15の額とする。
- (5) 高校生以下の者が使用する場合は、上記使用料の2分の1の額を徴収する。
- (6) 入場料等を徴収する場合は、当該使用料に最高入場料金等（税込み）の50人分に相当する額を加算する。
- (7) サブアリーナにおいて電灯を使用しない場合は、10分の7の額とする。
- (8) メインアリーナを専用使用する場合は冷房機使用料は、5,100円/h、暖房機使用料は、3,600円/hとし、サブアリーナを専用使用する場合は冷暖房機使用料は、500円/hとする。
- (9) 上記で計算した使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。
- (10) 体育施設附属設備及び備付けの器具類等の使用料は別途お尋ねください。

体育施設附属設備及び備付けの器具類等の使用料（1回につき）

（単位：円）

	品名	単位	金額	備考
音響装置	拡声装置（笠岡総合体育館メインアリーナ）	一式	3,000	
	拡声装置（その他の施設）	一式	1,130	
	ワイヤレスマイク	1本	280	
	普通マイク	1本	280	
電源	特別配線	1回	700	使用電力量1キロワットにつき20円を別に徴収する。
	コンセント	1箇所	50	
照明器具等	ボーダーライト	1列	1,330	
	サスペンションライト	1列	2,210	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,330	
	ローアーホリゾンライト	1列	1,430	
	シーリングスポットライト	1列	2,210	
	中央シーリングスポットライト	1列	2,210	
	スポットライト	1台	220	
	ピンスポットライト	1台	2,210	
	調光器卓	一式	3,320	
	ホリゾン幕	1枚	1,000	
運動用具	卓球ラケット	一式	60	
	バドミントンラケット	一式	60	
	ピッチングマシーン	一式	420	
	移動式バスケットゴール台	1組	500	
	移動式多目的得点盤	一式	800	
その他	フロアシート	1枚	110	
	長机	5脚	110	
	椅子	10脚	110	
	移動式ステージ	1台	500	
	演台	一式	500	